

Q SNSに事実無根の匿名投稿

匿名の人間にSNSで名指しされ、「あいつは昔、万引きをして生活していたらしい」と事実と異なる投稿をされました。この投稿を見た知り合いから冷たい目で見られるようになり、非常にショックを受けています。こういった対応ができるのでしょうか。



削除請求 相手特定し提訴

投稿を削除するよう請求することが出来ます。

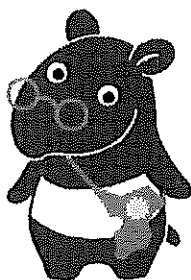
投稿者が誰か分かっている場合は、投稿者に対して直接要求することも出来ますが、応じてくれるとは限りません。SNSによっては削除依頼フォームが用意されています。そのフォームから削除依頼をし、運営会社が任意の削除をしてくれることもあります。投稿者や運営会社が任意の削除に応じなければ、裁判所に投稿記事削除の仮処分命令を申し立てます。

今回の投稿で、相談者は社会的な評価を下げられているため、投稿者に対して、不法行為に基づく損害賠償請求（慰謝料の請求）をすることも可能です。

もっとも、今回のように匿名のアカウントから投稿されたケースでは、まず相手を特定する必要があります。相手の特定は、裁判所に発信者情報開示命令の申し立てをするなどして行います。この申し立てによって、投稿者の住所や氏名が判明した後、投稿者に対して損害賠償請求を行います。

この投稿行為は、名誉毀損罪に当たると考えられます。悪質であれば、刑事処分が科せられることもあります。刑事処分を求めたい場合は、警察に相談したり、刑事告訴したりすることを検討してもいいでしょう。

（回答＝山本祐輝弁護士）



県弁護士会マスコミキャラクター「ちーべん」

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律上的お悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8954、松戸047・366・6611、京葉047・437・3634）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。